

#### 4 土地売買契約会の日程について

被災した住宅用地の買い取りに係る土地売買契約会の5月の日程は以下のとおりです。

土地売買契約日は、会場が大変混雑しますので**完全予約制**としています。  
また、**予約日は、町から土地の所有者の方に個別に電話連絡しております。**  
予約なしに、会場に来られましても、契約に伴う書類が準備できかねますので、事前予約へのご理解とご協力をお願いします。

5月 ※5月26日(日)は役場復興用地課で契約会を実施します。

区分	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
会場	テニスコート内 プレハブ(2階)	○	○					○	○	○	○				○	○
	歌津総合支所 2階会議室												○			

区分	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
会場	テニスコート内 プレハブ(2階)	○				○	○	○	○			○		○	○	○	
	歌津総合支所 2階会議室		○							○							○

#### ◆ 受付時間 ◆

午前の部：午前9時00分～正午  
午後の部：午後1時30分～午後4時

「買取の可否および買取価格」の結果通知がまだお手元に届いていない方につきましては、今しばらくお待ちください。

\* 6月の日程については、次号の「復興まちづくりニュース」等においてお知らせいたします。

(担当：復興用地課)

#### 5 志津川地区まちづくり協議会への参加申し込みについて

志津川地区まちづくり協議会への参加申し込みは随時受け付けております。  
協議会は震災前後において、志津川地区にお住まいの方々に構成されています。まだ申し込みをされていない方で申し込みを希望される方は、下記担当までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(担当) 志津川地区まちづくり協議会事務局 電話：0226-25-9350

#### 問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379  
歌津総合支所 0226-36-2111

復興用地課 0226-46-1381  
復興市街地整備課 0226-46-1382

みんなでつくろう新しい南三陸

## 復興まちづくりニュース



<第1号>

平成25年4月

発行・編集  
南三陸町  
復興事業推進課  
復興用地課  
復興市街地整備課

#### 1 復興まちづくりニュースの発行にあたって

平成25年4月から、復興事業の進捗に合わせた組織とするため、行政組織の改編を行いました。「住宅高台移転まちづくりニュース」も名前を改め、「復興まちづくりニュース」として、今後も復興関連情報などを発信してまいります。引き続き、みなさまの貴重なご意見をお寄せください。

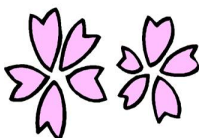
#### 2 行政組織を改編しました!

これまでの「復興事業推進課」が、以下のとおり3課に分割されました。それぞれの担当業務は以下のとおりです。

組織名称	係	業務内容	電話番号
復興事業推進課	移転促進第1係 (志津川地区) (戸倉地区)	・防災集団移転促進事業 ・個別移転 ・その他居住地などの高台移転	0226-46-1379
	移転促進第2係 (歌津地区)		0226-36-2111 歌津総合支所内
	公営住宅整備係	災害公営住宅整備	0226-46-1379
復興用地課	用地第1係	復興事業に係る用地事務	0226-46-1381
	用地第2係		
復興市街地整備課	復興都市整備係	・都市計画 ・土地区画整理(志津川市街地) ・都市公園	0226-46-1382
	復興拠点整備係	・復興拠点整備 ・志津川市街地の連絡道路及び避難道路の整備	

※復興事業推進課、復興用地課、復興市街地整備課の配置場所  
⇒ 役場本庁舎内(これまで復興事業推進課と上下水道事業所が配置されていた場所となります)

※復興事業推進課 移転促進第2係  
⇒ 歌津総合支所内に職員を配置しています。



### 3 住宅建築等に関する制度

個別に移転する方を対象に、住宅建築等に関する各種支援制度があります。制度ごとに交付条件等が異なりますので、詳しくは役場の担当課までお問い合わせください。

**各種制度を利用される前に  
必ず担当課へご相談ください。**



支援制度名	(町独自支援) 南三陸町危険住宅移転 支援事業補助金	(国) 南三陸町災害危険区域内 危険住宅移転事業補助金	水道給水装置設置費補助金	下水道等受益者浄化槽設置 工事費補助金	高台移転等低炭素社会対応型 浄化槽等集中導入事業費補助金	住宅用太陽光発電システム の設置補助金	被災者生活再建支援金 (加算支援金)
交付対象者	自宅が災害危険区域に指定される前に、各種契約・工事着工・引っ越しなどを行った方で、かつ町内において再建された方	町が整備する高台への集団移転ではなく、自分で用意した土地に個別に移転される方 ※申請及び交付決定より先に、各種契約・工事着工・引っ越しを行うと事業の対象外となりますのでご注意ください	東日本大震災により、居住していた町内の住宅が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内（災害危険区域を除く）に居住するため、住宅を建築する方	東日本大震災により、居住していた町内の住宅が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内（災害危険区域を除く）に居住するため、住宅を建築する方 ①伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域 ②志津川地区公共下水道認可区域 ③波伝谷地区漁業集落排水処理区域 ※いずれも下水道等の受益者負担金または受益者分担金を完納していることが条件	東日本大震災により、居住していた町内の住宅等（住宅、店舗、倉庫及び工場等）が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内（災害危険区域を除く）に住宅等を建築または改築し、あわせて低炭素社会対応型浄化槽（ブロウの消費電力が従来型より少ない省エネ型浄化槽）等を設置する方 *伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域、袖浜地区漁業集落排水処理区域に建築する方は対象外となります	地球温暖化対策と環境の保全を推進するため、「太陽光発電システム」を設置する方で、以下の条件をすべて満たす方 ・住宅に太陽光発電システムを設置し、電力会社と売電ができる契約を結ぶ個人 ・すべての町税等に未納がないこと	南三陸町内に居住の世帯で、震災により 1. 住宅が全壊した世帯 2. 住宅が大規模半壊した世帯 3. 住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯 4. 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
対象経費	移転先の住宅再建費用を金融機関等から借入した際に発生する <u>利子相当額及び除却費等</u> への助成		①止水栓までの給水装置（水道メーターを除く。）設置に係る経費 ②水道水の安定供給を図るため設置するポンプ及び受入水槽等の設置経費	新たに設置する浄化槽設置工事費	新たに設置する低炭素社会対応型浄化槽設置工事費	新たに設置する住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部	【単数世帯】 *震災時に一人暮らしの世帯 ・住宅建築・購入 150万円 ・住宅の補修 75万円 ・アパート等の賃貸 37.5万円 【複数世帯】 *震災時に2人以上の世帯 ・住宅建築・購入 200万円 ・自宅の補修 100万円 ・アパート等の賃貸 50万円 賃貸の場合の注意事項 ①公営住宅や仮設住宅への入居は対象外です ②民間の賃貸住宅等のみなし仮設住宅は対象外です。ただし、契約終了時に、賃貸の申請は可能です
補助金額	【借入金に対する利子相当額】 住宅建設 444万円まで 土地購入 206万円まで 住宅用地造成 58万円まで  【引っ越し費用、除却等費として要した費用の額】 除却等費 78万円まで		・補助対象経費の2分の1の額以内で、対象となる住宅1件につき100万円を限度 ・複数の方が共同で設置される場合は、費用の合計額を補助対象経費とし、対象となる住宅1件につき100万円を限度 【例】50万円の場合（50万円×2分の1） 補助金額25万円	①伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域に住んでいた方 …20万円 ②志津川地区公共下水道認可区域に住んでいた方 …20万円 ③波伝谷地区漁業集落排水処理区域に住んでいた方 …15万円	人槽区分 補助金額 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 11～20人槽 939,000円 21～30人槽 1,472,000円 31～50人槽 2,037,000円 51人槽～ 2,326,000円	1キロワットあたり3万円 上限12万円	
対象となる期間	平成23年3月11日から災害危険区域指定日前まで ※この制度については、平成25年度をもって終了とさせていただきます。制度活用をお考えの方はお早めにご相談ください。	災害危険区域指定後から平成28年3月31日まで ※平成28年3月31日までに移転事業を完了すること	平成23年3月11日から平成33年3月31日まで ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります	平成23年3月11日から平成33年3月31日まで ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります	申請期限 平成26年2月28日まで ※補助金は予算の範囲内で交付されますので検討されている方は早めに申請願います	平成30年4月10日まで
問い合わせ	復興事業推進課 移転促進第1係 電話：46-1379		上下水道事業所 電話：46-5600		環境対策課 電話：46-5528	被災者支援係 (被災者生活支援センター内) 電話：29-6451	